

取引先各位

消費税税率引き上げに伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、既にご高承の通り2019年10月1日より消費税が8%から10%に改正されることに伴い、日頃ご発行いただいております請求書につきましてお知らせ申し上げます。

10月以降の請求書につきましては、消費税率が10%と8%の複数税率になりますので複数税率になる場合の請求書は、下記の例をご参照ください。

## ＜ 複数税率になる場合の請求書 ＞

請求書		
(株)ノース・ヒル 御中		2019年10月31日
請求総額 181,008円(税込)		
日付		金額(税込)
9月25日	取材・打合せ費 ※1 ①	32,400
10月4日	撮影費	55,000
10月4日	撮影用リンゴ代(立替) ※2 ②	108
10月4日	撮影用衣装代(立替)	33,000
10月10日	撮影費	55,000
10月10日	撮影用備品代 一式	5,500
合計		181,008円
10%対象		148,500円
8%対象		108円
旧8%対象		32,400円

③

④

※1 旧8%対象  
※2 軽減税率対象

氏名・住所・押印  
お振込み先銀行名・支店名  
科目・口座番号・名義(カナ)

① 10月以降のご請求であっても9月30日までに納品完了したものは、旧8%でご請求ください。軽減税率対象の8%と区別できるように印などを記してください。(例) ※1 など

② 軽減税率8%の対象であることが区別できるように印などを記してください。(例) ※2 など

## 軽減税率とは…

飲食料品(酒類、ケータリング等を除く)が対象。  
立替購入していただいた飲食料品は8%、  
「撮影経費一式」のようにまとめてご請求いただくものは10%となります。

③ 税率ごとに区分して、合計した対価の額(税込)を記載してください。

④ 上記①・②の区別内容が分かるように、「軽減税率対象」など詳細を記載してください。区分のための印の種類は問いません。

※制作業務は主に10%対象となります！

令和5年10月以降の請求書仕様につきましては、消費税の課税事業者の登録番号の記載が必要となる為、改めてご案内する予定でございます。

ご質問等がございましたらご遠慮なくご連絡いただきますようお願い申し上げます。  
今後とも変わらぬご愛顧のほど賜りますよう、宜しく願い申し上げます。 敬具